

第72回社会を明るくする運動

7月は、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間です。また、「再犯防止啓発月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にもなっています。

これは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

みなさんも、この機会に犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤立や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、なにができるか考えてみませんか。

健康福祉課 福祉担当
☎内線 112

越生町に寄附金をいただきました

「越生町魅力あるまちづくり寄附金条例」に基づく寄附をいただきました。

寄附の目的を尊重し有効に活用させていただきます。ありがとうございました。

寄附者 有限会社 越生エルピーガス様
寄附金額 100,000円 (目的: その他町長が必要と認める事業)

企画財政課 管財担当
☎内線 226

町職員を募集します

職種、採用人数

- ①一般事務 2名程度
- ②土木技師 1名
- ③社会福祉士 1名

受験資格

- ①平成4年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた方。
 - ②・昭和62年4月2日以降に生まれた方。
 - ・高等学校以上の学校において土木・測量に関する専門課程を専攻して卒業した方(卒業見込みの方を含む)、または1・2級土木施工管理技士の資格を有する方。
 - ③・昭和62年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた方。
 - ・社会福祉士の資格を有する方。
- ①②③共通 ・日本国籍を有する方。
・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

受付期間 7月8日(金)～7月29日(金)
(土、日、祝日を除く。)

試験日 ・一次試験 9月18日(日)
・二次試験 (一次試験合格者を対象) 10月中旬を予定

※受験案内を総務課庶務担当窓口で配布しています。詳しい内容は、町ホームページにも掲載されていますのでそちらもご覧ください。

総務課 庶務担当
☎内線 211



後期高齢者医療制度からお知らせ

新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

後期高齢者医療の保険証は毎年更新されます。新しい保険証を7月中旬に「簡易書留」でお送りいたしますので保険証の記載内容を確認のうえ、8月1日からご使用ください。

また、10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。このため、保険証を9月中旬に再度お送りいたしますので、10月1日からご使用ください。(詳しくは、広報おごせ9月号でお知らせします)

※有効期限が切れた保険証は町民課窓口までお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

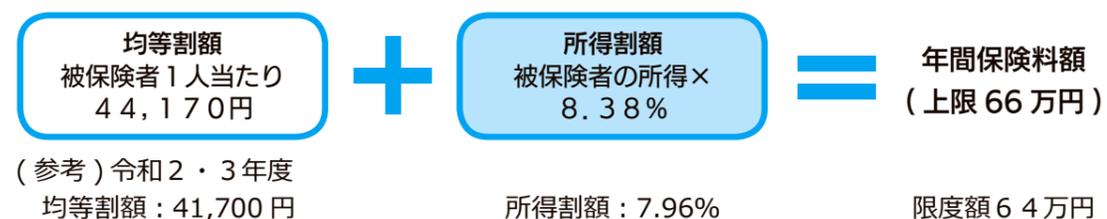
均等割額の軽減判定基準が変更になります

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和3年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準 (〳部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	13,250円/年
5割	基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	22,080円/年
2割	基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	35,330円/年

令和4年度の後期高齢者医療保険料(率)について

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年ごとに見直し、令和4年度は見直しの年になります。令和4・5年度の財源に充てるため、次のとおり保険料率が改定されました。



新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合等には、保険料の減免措置があります。減免の相談や手続きについては、町民課国保年金担当までお問合せください。

町民課 国保年金担当
☎内線 121



「広報を見た」とお伝えください。 <事前相談者限定>

ご葬儀に使える **5000円引きチケット**
エコバッグを差し上げます。

家族葬 **35** 一日葬 **25** 直葬 **18**
¥385,000(税込) 家族だけで。 一日にまとめて。 ¥198,000(税込) 火葬だけで。

事前相談もお葬式も 法要殿なら 無しさ 不安は
フリーダイヤル 0120-743-200

私たちがあなたに最適なご葬儀をご提案致します。

毛呂山法要殿
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西 3-5-3